

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

名称	社会福祉法人 幸和会
所在地	幸手市平須賀2丁目224番 0480-47-3500
代表者氏名	理事長 堀中靖

2. 事業所の概要

事業所名	しらさぎ苑居宅介護支援センター
所在地	〒340-0126 埼玉県幸手市大字下吉羽1250番地1
介護保険指定番号	1176100319
連絡先・管理者氏名	0480-48-6699 管理者兼介護支援専門員 金田仁美
通常の事業の実施地域	幸手市

*上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

3. 事業所の職員体制

管理者・主任介護支援専門員（常勤）	1名
主任介護支援専門員（常勤）	2名
介護支援専門員（常勤）	
事務職員（常勤：特養兼務）	1名

4. 営業日および営業時間

営業日	月曜～日曜	(12/31～1/3を除く)
営業時間	9時～18時	

5. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

介護保険法に基づく指定介護支援事業の適正な運営を確保し、円滑な運営管理を図ります。要支援・要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅支援の提供します。

(2) 運営方針

- ①事業の実施において、要支援、要介護者等の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②介護支援専門員は、利用者である要支援、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。
- ③地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業所及び保健医療・福祉サービス等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。

6. サービスの内容

(1) 居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応

当事業内相談室で行います。必要に応じ利用者の居宅を訪問します。

(2) 課題分析の実施

- ①利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接し行います。
- ②利用者が自立した生活を営むことができるように支援をするうえで、解決すべき課題を把握します。
- ③使用する課題分析は、日本介護福祉士会方式とします。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地から意見を求めます。

(5) 居宅サービス計画の確定・交付

- ①居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、居宅サービス計画の内容について利用者又は家族に対して説明し文書により利用者の同意を得ます。
- ②作成した居宅サービス計画は交付します。

(6) 居宅サービス計画の実施状況の把握

①居宅サービス計画作成後は、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、モニタリングの結果を記録します。利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(7) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例提供の求めがあった場合には、これに協力するように努めます。

7. 利用料金

(1) 利用料

要介護を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。
 *保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、下記の金額をいただき、
 当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、
 住所地の市町村窓口にて提供しますと、厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介
 護並びに居宅支援サービス計画費の額の戻しを受けられます。金額は1カ月につき要介護
 度や加算内容により異なります。 *6級地 1単位=10,42円

居宅介護支援費 (i)	11,316円 (1,086単位)	要介護1.2
	14,702円 (1,411単位)	要介護3.4.5
居宅介護支援費 (ii)	5,491円 (527単位)	要介護1.2
	7,116円 (683単位)	要介護3.4.5
居宅介護支援費 (iii)	3,292円 (316単位)	要介護1.2
	4,272円 (410単位)	要介護3.4.5
加算費用	特定事業所加算 (III)	3,365円 (323単位)
	初回加算	3,126円 (300単位) 対象月のみ
	入院時情報連携加算 (I)	2,605円 (250単位) 対象月のみ
	入院時情報連携加算 (II)	2,084円 (200単位) 対象月のみ
	退院・退所加算	4,689円 (450単位) 連携1回
		6,252円 (600単位) 連携1回カンファレンス参加
		6,252円 (600単位) 連携2回
		7,815円 (750単位) 連携2回カンファレンス参加
		9,378円 (900単位) 連携3回カンファレンス参加
	緊急時居宅カンファレンス加算	2,084円 (200単位) 対象月のみ
	通院時情報連携加算	521円 (50単位) 対象月のみ
	ターミナルケアマネジメント加算	4,168円 (400単位) 対象月のみ
	特定事業所医療介護連携加算	1,302円 (125単位) ターミナルケアマネジメント加算を年15回以上で算定

*今後、介護保険法及び上記基準に変更があった場合は、変更以降の利用料金は、変更以後の算定による額とし、文書にて通知します。

(2) 交通費

通常の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要する交通費は、その実費を徴収します。
 なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

- (1) 事業所から片道10km未満 300円
- (2) 事業所から片道10km以上 500円

8. ケアプランの割合について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

9. サービス内容に関する苦情

相談窓口では当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

*サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で行います。

窓口	担当	電話
しらさぎ苑 施設長	山本 隆久	0480(48)6699
しらさぎ苑居宅介護支援センター	金田 仁美	0480(48)6699

*苦情処理第三者委員会は、公正中立な立場で、苦情を受け付け相談に応じます。

特別養護老人ホーム もみの木	久保 俊子	0480(33)5580
社会福祉法人 じりつ	岩上 洋一	0480(53)4571

*次の公的機関においても苦情申出等ができます。

幸手市 介護福祉課	担当職員	0480(42)8444
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談専用		048(824)2568

10. 事故発生時の対応等

当事業所が、ご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損保
保険名	団体総合生活保障保険

11. 秘密の保持

①当事業所は、利用者又は家族の個人情報において「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱い務めるものとします。

②事業者は、あらかじめ文書により利用者・家族から同意を得た場合には、サービスを提供するサービス事業者との連絡調整、その他必要な事項の個人情報を利用する事ができるものとします。

1 2. 虐待防止の為の措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止の指針の整備
- (3) 従業者による虐待防止を啓発・普及するための研修を実施
- (4) 虐待防止に関する措置を実施するための担当者の設置

1 3. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、継続的に事業を継続するために「業務継続計画」を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について、必要な研修及び訓練の実施
- (2) 定期的な業務継続計画の見直し

1 4. 感染症の予防及び蔓延の防止の為の措置

- (1) 感染症の予防及び蔓延防止対策を検討する委員会の開催・指針の整備
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練の実施

1 5. 記録の整備

事業者は、利用者に対する指定介護支援の提供に関する記録を整備し、規則に定める日から5年間保存します。

- (1) サービス事業者との連絡調整の記録
- (2) 利用者ごとの連絡調整の記録
 - ・ 居宅サービス計画
 - ・ アセスメントの結果の記録
 - ・ サービス担当者会議の記録
 - ・ モニタリングの記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項について説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 【住所】 埼玉県幸手市平須賀2丁目224番地
【事業者名】 社会福祉法人 幸和会
理事長 堀中 靖

【重要事項説明者】 埼玉県幸手市下吉羽1250番地1
しらさぎ苑居宅介護支援センター
介護支援専門員

私は、事業者から居宅介護支援に係る契約の締結にあたり、重要事項の説明を受け、その内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 【住所】

【氏名】

(代理人) 【住所】

【氏名】